

2017年度 人事院勧告

8月8日(火)、人事院は、内閣と国会に対し2017年度の国家公務員給与改定に関わる勧告を行いました。

給与勧告のポイント

月例給、一時金（ボーナス）ともに引き上げ

- ①民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ。
- ②ボーナスを引き上げ（0.10月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。

給与制度の総合的見直し

55歳を超える職員¹の俸給表の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引き下げの際の経過措置は2018年3月31日をもって廃止。経過措置の廃止等に伴って生じる原資を用いて、若年層を中心²に、2015年1月1日に抑制された昇給を回復。

今後の予定

9月中旬	人事委員会交渉、支援行動
10月上旬	人事委員会勧告
10月下旬	人事委員会確定闘争



7月25日、公務員連絡会は人勧期中央行動を開催し、全国から3千人（高教組12人）の仲間が結集しました。

日比谷野外音楽堂での中央集会の後、デモ行進と人事院前での交渉支援行動を行いました。

人事院勧告は国家公務員の給与に関する勧告であり、岩手県段階のとりくみはこれからが正念場です。8月22日、岩手県地方公務員共闘会議（地公共闘）は、県人事委員会に要請書を提出しました。（3ページ）

退職手当水準維持改善を求める知事あて署名提出

7月21日、岩手県地方公務員共闘会議（地公共闘）は、4月の人事院による国家公務員の退職手当引下げ（約78万円）見解表明を受け、地方波及阻止と手当水準の維持を求め、6月に各分会でとりくんだ知事あて退職手当水準の維持改善を求める要請署名12,375筆（高教組3,516筆）を佐藤人事課総括課長に提出し、見解を質しました。

現時点で国の方針は示されていませんが、今年秋の臨時国会前には情勢が判明する予定です。今後、国の動向を注視しつつ、確定闘争と並行して退職手当引下げ阻止に向けてとりくみを強化していきます。